参考資料2 科学技術·学術審議会 研究計画·評価分科会 量子科学技術委員会 量子ビーム利用推進小委員会(第47回) 令和4年12月27日

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 量子科学技術委員会 量子ビーム利用推進小委員会 運営規則

> 令和3年7月6日 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 量子科学技術委員会 量子ビーム利用推進小委員会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会量子科学技術委員会量子ビーム利用推進小委員会(以下「小委員会」という。)の議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成12年政令第279号)、科学技術・学術審議会運営規則(平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定)、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則(平成13年2月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則(平成13年2月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会量子科学技術委員会運営規則(令和3年6月30日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会量子科学技術委員会運営規則(令和3年6月30日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会量子科学技術委員会決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事)

- 第2条 小委員会は、小委員会に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 小委員会の主査が必要と認めるときは、委員等は、同時かつ双方向の機能を有する情報 通信機器を利用して会議に出席することができる。
- 3 前項の情報通信機器を利用した出席は、第1項に規定する出席に含めるものとする。

(書面による議決)

- 第3条 小委員会の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、 その結果をもって小委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により議決を行った場合、小委員会の主査が次の会議において報告をしなければならない。

(委員等の欠席)

- 第4条 委員等が小委員会を欠席する場合、代理人を小委員会に出席させることはできない。
- 2 小委員会を欠席する委員等は、小委員会の主査を通じて、小委員会に付議される事項 につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

- 第5条 小委員会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
 - 一 小委員会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
 - 二 行政処分に係る案件
 - 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は調査の円滑な 実施に影響の生じるものとして、小委員会において非公開とすることが適当であると認 める案件

(議事録の公表)

- 第6条 小委員会の主査は、小委員会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。
- 2 小委員会の会議が、前条各号に掲げる事項を議事とした場合に限り、小委員会の主査は、 当該部分の議事録を非公表とすることができる。